

令和2年度新型コロナウイルス感染症対策商工業支援補助金 概要

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、休業や業務の縮小に協力した企業に対し、その影響の範囲内において協力金を支給します。

(1) 対象者（①から④のいずれにも該当すること）

- ① 新型コロナの影響を受けていることが確実に証明できる村内事業者
- ② 業種については、「飲食業」「小売業」「サービス業（医療、介護サービスは除く）」「観光・宿泊業」「建設業」「製造業」
- ③ 平成31年4月又は令和元年5月と令和2年4月又は5月（見込み）の売上げが5%以上減少している事業者
- ④ 個人事業者については、税法上の扶養控除を受けている者及び専従者給与を受けている者は除く

(2) 補助金額

平成31年4月及び令和元年5月と令和2年4月及び5月との差額1/2以内

補助金額	条件
上限20万円	店舗（※1）を有さず、従業員（※2）を雇用していない事業者
上限30万円	村内に店舗を有する事業者
上限40万円	従業員を1～9人雇用している事業者
上限50万円	従業員を10人以上雇用している事業者

※1 店舗とは、村民が常にサービスを受けることのできるスペースを有する施設

※2 従業員とは、雇用保険に加入している従業員

(3) 申請手順

- ・申請書、算出根拠、理由書を記入し、証明書類を用意してください。
- ・中川村商工会で証明を受けてください。（商工会員以外の方でも証明手続きをしていただけます。）
- ・申請書を役場振興課商工観光係へ提出してください。

※6月19日（金）提出期限